

令和7年度 部局経営方針

部局名		福祉部	部局長名	東原 留美子	令和7年4月1日 現在
部局の経営資源	職 員 数 (人)		当初予算額 (千円)		令和7年度中に策定予定の計画 (根拠法令等)
	正 職 員	64	一般会計	9,780,623	
		(ほか兼務 人)	特別会計	1,657	
	再任用職員	3	前年度繰越額(千円)		
	会 計 年 度 任 用 職 員	54	一般会計	20,670	
			特別会計		
	任期付職員	6			
総合計画に基づく部局の経営戦略	【基本姿勢】 福祉部は、第3次日向市総合計画の基本構想に掲げる将来像「人と自然が響き合い、にぎわいあふれる共創のまち日向」のもと「次代を担う心豊かなこどもを育む、安心して産み育てられるまち」「だれもが 自分らしく 安心して暮らせる地域共生社会の実現」に向けた取組を進めます。				
	【総合計画・まちづくりで大切にしたい考え方】				
	(1)人権尊重 ○地域における助け合い・支え合いが根付くよう、地域福祉に関する啓発や福祉教育を推進します。 ○こども一人ひとりの権利や育ちを保障し、こどもの最善の利益を優先したこどもまんなか社会の実現を目指します。				
	(2)市民協働・共創 ○家庭・地域の絆やつながりを構築するために、行政・地域・関係団体等との協働による福祉の地域づくりを進めます。 ○地域や団体等と連携した子育て家庭の支援に取り組みます。				
	(3)地域力活用 ○地域資源を活用した福祉の仕組みづくりを図りながら、地域の課題や困りごとの解決に取り組みます。 ○地域に根ざしたこどもを応援する仕組みづくりを図りながら、こどもが安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。				
	【総合計画・基本目標】				
	I 子育て・教育 次代を担う心豊かなこどもを育む、安心して産み育てられるまち				
	1-1 子育て環境づくりの推進				
	○妊娠・出産から乳幼児期にわたり切れ目のない支援の充実を図ります。 ○子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子育てと仕事が両立できる環境の整備に取り組みます。 ○「子ども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行うことで、相談体制の強化とソーシャルワークの推進を図ります。 ○子どもの貧困の解消を目指し、市民・地域・企業との連携を強化して、支援体制の充実を図るとともに、親子の居場所づくりを促進し、見守り、支える地域づくりに取り組みます。				

[様式1]②

令和7年度 部局経営方針

部局名		福祉部	部局長名	東原 留美子	令和7年4月1日 現在
総合計画に基づく部局の経営戦略	Ⅱ 健康・福祉 みんなで支え合い、いきいきと暮らせる健康長寿のまち				
	2-2 地域共生社会の実現				
	○地域福祉の推進のため、関係機関等と連携しながら市民がお互いに支え合う地域づくりを推進します。				
	○多様化する福祉ニーズに対応するため、包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」に取り組みます。				
	○生活保護の適正実施に努め、自立や社会参加を促進します。				
	○地域や関係機関等と連携しながら、生活支援が必要なこどもの学習支援や就労が困難な人の居場所づくりに取り組みます。				
	2-4 障がい福祉の充実				
	○障がい福祉サービスの仕組みや内容の周知を図り、制度が効果的、効率的に推進されるよう取り組みます。				
	○重症心身障がい児者、医療的ケア児者に対するサービス提供体制の整備を促進します。				
	○障がいのある人が円滑に意思疎通を図り、必要な情報を入手できるように手話や点訳などの普及を図り、奉仕員の養成講座による新たな奉仕員の育成に努めます。				
	Ⅳ生活環境 人と地球に優しく、安全で安心して生活できる災害に強いまち				
	4 防災・減災対策の充実				
	○「避難行動要支援者」が災害時に適切な避難行動を取れるように個別避難計画の作成を推進します。				

【福祉部】
様式1－2 総合戦略に基づく基本戦略と主要施策

基本戦略	1 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる
主要施策	1-1 子育て世代に選ばれるまちづくり
基本方針	▶ 妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援やサービスを提供し、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。 ▶ 誰でも保育施設に通える制度の構築や放課後に児童を預かる施設を増やすなど、子育てと仕事が両立できるよう支援します。 ▶ ひとり親家庭の生活を支援し、保護者が働けるようサポートします。 ▶ 母子の健康と児童福祉の相談支援を一体的に行うため「こども家庭センター」を設置し、関係機関等と協力して妊産婦・子育て世帯を支援します。 ▶ こどもが安心して過ごせる居場所づくりに取り組み、関係団体と協力して家庭を支えます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
	令和5（2023）年度	令和10(2028)年度
産後ケア事業の満足度	97.1%	99.0%
放課後児童クラブの実施箇所数	12箇所	17箇所
児童虐待の新規受理件数（啓発を推進しながら減少を目指していく）	96件	90件

具体的な施策	1-1-1 妊娠期から子育て期までの支援の充実							
	番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期
	1	○全ての妊婦・子育て家庭に対し、保健師等が切れ目のない伴走型相談支援を行うほか、経済的支援として出産応援給付金や子育て応援給付金を支給します。	こども課	出産子育て応援事業	伴走型相談支援として、妊娠届時・赤ちゃん訪問時の面談を必ず行い、妊娠8か月頃にアンケートを送付し、希望者に面談を実施しています。今後も支援が必要な方に対し、継続的な支援ができるように、寄り添った相談対応を行い、関係機関との連携を図る必要があります。	妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）に取り組み、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、伴走型の支援に努めます。また、経済的負担の軽減を図るため、出産・子育て応援給付金（経過措置）や妊婦支援給付金を支給し、一体的な支援を行います。	全ての妊婦や子育て家庭に対し、妊娠から子育てに関する相談や情報提供等の支援を行います。また、妊婦のための支援給付を行うことで、経済的な負担の軽減を行います。	全ての妊婦や子育て家庭に対し、妊娠から子育てに関する相談や情報提供等の支援を行います。また、妊婦のための支援給付を行うことで、経済的な負担の軽減を行います。
	2	○子ども医療費の助成など、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども課	子ども医療費助成事業施設型給付事業	安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、継続的に子育て世帯の経済的負担の軽減を図る必要があります。	子ども医療費、2歳児保育料の無償化を実施します。	無償化実施に向けての手続き、周知を行います。 9月から2歳児保育料の無償化を実施します。 その他の給付等についても、継続して実施します。	10月診療分より子ども医療費の無償化を実施します。 その他の給付等についても、継続して実施します。
	3	○全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな保育サービスに取り組みます。	こども課	—	未就園児の保護者の育児の不安感や孤立感を解消し、育児負担の軽減を図るために、保護者の就労要件を問わず保育所等の利用が可能となる新たな保育サービスに取り組む必要があります。	令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として「こども誰でも通園制度」を実施するための環境整備を行います。	制度の実施に向けて、例規整備や制度の詳細設計など事業を円滑に実施するための環境整備を行います。	制度を実施する保育施設等の認可や制度の内容、利用方法等の周知を行い、利用を検討している保護者への相談対応を実施します。
	4	○保育園等全園訪問や乳幼児健康診査により、発達障がい等のあるこどもに対し、関係機関と連携し、早期発見・早期療育及び保健指導を行います。	こども課	妊娠・子育てサポート事業	乳幼児健康診査における保健指導や保育園等訪問での早期療育に向けた支援を行っています。家庭における生活リズムやメディア視聴、愛着形成の課題等が重積している児童が増えているため、関係機関と連携を図り、今後も乳幼児に合った支援を行うことが必要です。	乳幼児健康診査で、支援が必要な乳幼児の保護者に対し、保健指導を行います。保育園等訪問を通して、関係機関と連携を図り、保護者に対して助言等を行っていきます。	発達障がいと思われる児童の早期療育に向けて関係機関と連携を図り、乳幼児期から就学への円滑な移行を支援していきます。	乳幼児健康診査で、支援が必要な乳幼児の保護者に対し、保健指導を行います。保育園等訪問事業を通して、関係機関と連携を図り、助言等を行っていきます。

【福祉部】
様式1－2 総合戦略に基づく基本戦略と主要施策

具体的な施策	1-1-2 子育てと仕事の両立支援と環境の充実							
	番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期
	1	○保育士の人材確保に向けて、就職説明会の開催やパンフレットの作成等を行います。	こども課	保育事業一般事務費	保育士不足により人材確保に苦慮している保育施設があるため、安定した保育事業を継続できるよう、保育士の確保に努める必要があります。	市内の保育施設の保育士不足解消のために、保育士養成校での就職説明会の開催やパンフレットの作成等を行います。	6月に宮崎学園短期大学において、保育士を目指す学生を対象に就職説明会を開催します。	市内の保育施設を紹介する保育人材確保のためのパンフレットの作成を行います。
	2	○働きながら安全で安心に子育てできる環境の充実を図るため、関係機関と協議しながら放課後児童クラブの新規開設に向けて取り組みます。	こども課	放課後児童クラブ事業	民間施設も活用し、令和6年度末時点で13クラブ（定員480人）を開設しています。入会希望者が多く、待機児童が発生しており、新たな児童クラブの開設に向けた検討が必要です。	放課後児童クラブを13クラブ定員480人で開設し、放課後に保護者の監護を受けられない児童の適切な遊び場、生活の場を提供し健全育成を図ります。また、新たに1クラブを開設します。	新入生を中心に、入会手続きを行い、3つの事業者に事業委託を行います。運営に関しては、クラブの状況把握、問題点の解消に努めます。また、新たに民間施設を活用した児童クラブの開設を検討します。	委託業者と連携し、クラブの状況把握、問題点の解消に努めます。新たな児童クラブの開設について関係機関と協議を行います。次年度の児童クラブの会員募集を行います。
具体的な施策	1-1-3 ひとり親家庭への支援							
	番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期
	1	○ひとり親家庭に医療費の一部を助成し、健康増進と自立の促進を図ります。	こども課	ひとり親家庭医療費助成事業	受給資格者は年々減少していますが、助成額は増加傾向にあります。適正な受診を促し、医療費の抑制を図ることが課題です。	母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成し、健康増進と福祉の向上を図ります。自己負担額は、1人月額1,000円。	離婚時等に説明を行い制度の周知を図ります。適正な受診を呼びかけ、医療費の抑制を図ります。	上半期同様、制度の周知を図るとともに、適正な受診を促します。
	2	○就職の際に有利で、生活の安定に役立つ資格取得の養成訓練の受講に際し、安定した就業環境を提供するため給付金を支給します。	こども課	高等職業訓練促進給付金等事業	例年10人前後に給付金を支給しており、社会福祉士、看護師または准看護師等の資格を取得するため、養成機関等で修業しています。修了した方の就職率は100%となっています。	母子家庭の母、父子家庭の父が就職の際に有利で、生活の安定に役立つ資格取得の養成訓練の受講に際し、安定した修業環境を提供するため給付金を支給します。	看護師等の養成機関で修業する者に給付金の申請を促します。	ひとり親家庭からの相談等から、次年度に看護師等の養成機関で修業を予定している方へ事業についての説明を行い、制度の利用を促します。
	3	○雇用保険の一般教育訓練給付の対象となる教育訓練を受講した場合に、受講料の一部を支援します。	こども課	自立支援教育訓練給付金事業	助成者数が令和4年度1人、令和5年度0人、令和6年度2人であり、制度の利用者が少ない状況です。	母子家庭の母または父子家庭の父が、雇用保険の一般教育訓練給付の対象となる教育訓練を受講した場合に、受講料の一部を支給します。	日向市母子寡婦福祉連絡協議会やハローワークと連携して、給付金の周知を図ります。	上半期同様、日向市母子寡婦福祉連絡協議会やハローワークと連携して、給付金の周知を図ります。

【福祉部】
様式1-2 総合戦略に基づく基本戦略と主要施策

具体的な施策	1-1-4 こどもの健やかな成長を保障する支援の充実							
	番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期
	1	○母子保健を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」を一体的に「こども家庭センター」へ移行し、相談支援体制の拡充を図ります。	こども課	こども家庭センター事業 妊娠・子育てサポート事業 子育て支援事業	「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の「こども家庭センター」への一体的な移行に取り組む必要があります。	「こども家庭センター」を7月に開設し、子育て・愛着形成のサポート、個別の家庭を応援するつながりづくり、地域資源・民間支援のフォロー、子育て支援等の情報発信に取り組めます。	センター設備の整備、周知チラシ作成等を経て「こども家庭センター」を7月に開設します。	センターを周知しつつ、個別世帯の養育のサポートと支援連携の推進、地域資源・民間支援のフォロー、関連情報の発信に取り組めます。
	2	○児童虐待の防止や養育不安の解消に関する市民への啓発を推進します。	こども課	こども家庭センター事業	令和3年度以降、児童虐待の新規相談受理件数が増加していましたが、令和6年度は減少しました。様々な経過・課題もみられ、引き続き啓発の推進が必要です。	5月の「こどもまんなか 児童福祉週間」、11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に加え、「こども家庭センター」開設の周知をとおして、こどもの権利や愛着形成の大切さ、虐待の防止について啓発を推進します。	5月の「こどもまんなか 児童福祉週間」、7月の「こども家庭センター」開設をとおして、こどもの権利や愛着形成の大切さについて啓発を推進します。	11月のキャンペーンにおいて、市広報や各種メディア、ポスター掲示、オレンジリボンをたすきりレー等をとおして、虐待防止の啓発を推進します。
	3	○「日向市要保護児童対策地域協議会」を中心とした関係機関・団体との連携や、家庭支援事業の活用を通して、要保護児童をはじめとした、こども家庭支援の充実を図ります。	こども課	こども家庭センター事業	要保護児童対策地域協議会では、各種会議の趣旨に応じた効率的な運営に努め、愛着形成やこどもの成長に応じた保護者の関わり、課題に直面するこどもへのアプローチ等、重点を置いた事例検討や意見交換に取り組む必要があります。	要保護児童対策地域協議会では、各種会議の趣旨に応じた課題の協議・ケース検討・研修に取り組めます。また、支援対象世帯がこども家庭支援を受容できるようサポートプラン様式の見直しを適宜図るとともに、家庭状況に応じて家庭支援事業の利用を推進します。	校区部会において要保護児童・特定妊婦のケース進行管理を共有し、支援方針を確認するとともに、サポートプランのありかた・活用について意見交換します。	校区部会においては支援課題に重点を置いた事例検討や意見交換に取り組むとともに、家庭支援事業を活用した支援の連携を推進します。実務者会議における研修について検討します。
具体的な施策	1-1-5 こどもを応援する地域づくりの推進							
	番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期
	1	○「第3期日向市こどもの未来応援推進計画」に基づき、「こどもの日向（ひなた）づくり運動」等、こども応援の取組を促進するとともに、こどもの居場所づくりに関する支援を検討します。	こども課	子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業	令和7年3月に策定した「第3期日向市こどもの未来応援推進計画」に基づき、こどもの貧困対策をさらに推進していく必要があります。	「第3期日向市こどもの未来応援推進計画」について庁内・関係機関及び団体・市民に周知するとともに、民間支援等と連携したこどもの居場所づくり等、新たな事業・取り組みの検討を行います。	「第3期日向市こどもの未来応援推進計画」について冊子・概要版の関係機関等への配布や市ホームページの掲載をとおして周知を行います。	「こどもの日向（ひなた）づくり運動」の呼びかけを児童虐待防止啓発とともに推進します。また「子どもの未来応援会議」において、居場所づくり等の新たな取り組みの協議を行います。
	2	○「こども・若者応援ネット」のもと、関係団体と連携した、地域における家庭への支援・応援の拡充に取り組めます。	こども課	子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業	こども食堂は5団体に増え、多様なこども応援の取り組みも広がっています。これらの地域資源と連携したこどもの見守り・応援を推進するとともに、民間支援の持続へ向けたサポートが重要です。	「こども・若者応援ネット」の枠組みにおいて、支援団体への助成情報の提供や、相互の活動の交流、支援連携の意見交換を行い、公民の支援ネットワークの形成に取り組めます。	こども食堂等の支援団体に対し、助成情報やフードドライブ寄付品を定期的に提供し、こどもの見守りの連携を呼びかけます。	「こども・若者応援ネット」の交流会を行い、相互の活動の交流、支援連携等の意見交換を行います。

【福祉部】
様式1－2 総合戦略に基づく基本戦略と主要施策

基本戦略	4 安全・安心で利便性の高いまちをつくる
主要施策	4-1 安全・安心なまちづくり
基本方針	▶ 誰もが自分らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指して「自助・互助・共助・公助」を相互に機能させながら地域課題の解決に取り組みます。 ▶ 認知症の人が尊厳を持ち、住み慣れた地域で生活を続けられるよう支援体制の構築に取り組みます。 ▶ 障がいのある人が地域で自立して暮らし続けられるように、障がい福祉サービスの提供や自立支援体制の構築に取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和5（2023）年度	目標値 令和10(2028)年度
地区防災計画を策定又は策定中の地区数	10 地区	15 地区
委託相談支援事業者の相談受付件数	2,977 件	4,080 件
地域福祉部の設置地区数	47 地区	57 地区

具体的な施策	4-1-5 高齢者や障がい者など災害弱者の円滑な避難支援、個別避難計画の作成							
	番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期
	1	○「避難行動要支援者同意者名簿」を整備し、災害発生時に自ら避難することが困難な方の把握に努めます。	福祉課	災害応急対策の充実に必要な経費	名簿登載者には自力避難が可能な方も含まれており、災害時の支援における優先度の絞りこみが必要となっています。	「避難行動要支援者」の管理に努めるとともに、名簿の適切な運用のため、対象要件等の見直し等を検討します。	「要支援者」の対象者について、名簿登載への同意確認を踏まえ名簿を作成します。	他自治体の事例を参考に「要支援者」の要件の見直しや名簿管理の在り方を検討します。
	2	○避難支援の実効性を高めるため、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進します。	福祉課	災害応急対策の充実に必要な経費	モデル地区等の取組では一定の成果があり、今後、市全体での作成推進を図るための体制づくり等が必要となっています。	モデル地区の取組を踏まえ、個人や各地域で計画作成に取り組めるような仕組みづくりを図ります。	関係部署等の意見をふまえ、計画作成の手順等を分かり易くまとめます。	計画作成の手順について、随時見直しを図ります。
具体的な施策	4-1-7 地域福祉を担う人材の育成							
	番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期
	1	○民生委員・児童委員活動の周知に努め、市民の理解を深めるとともに、新たな担い手の確保に取り組みます。	福祉課	ボランティア活動支援事業（民生委員活動費の補助等）	民生委員・児童委員の欠員地区の解消に加え、令和7年12月の一斉改選に向け、市全体で担い手確保に努める必要があります。	民生委員・児童委員活動に対する周知や理解向上のための啓発を行いながら、各地域等と連携して担い手確保に努めます。	自治会（区）等と協力し委員の候補者確保に努めます。市広報等により委員活動や一斉改選について周知します。	上半期に引き続き欠員解消や一斉改選に向けた取組を進めます。
	2	○ボランティア活動に対する参加支援や大規模災害等に備えた支援体制づくりを図るため、ボランティアまちづくり事業を実施します。	福祉課	ボランティア活動支援事業（民生委員活動費の補助等）	災害発生時の支援等に備え、ボランティア育成等を行いながら、有事の際に円滑な支援ができる体制整備が必要となっています。	①ボランティア活動の相談・支援・調整・啓発 ②災害ボランティアの育成・拡大 ③ボランティアネットワークの強化・推進 等を行います。	①～③の取組を行う日向市社会福祉協議会を支援し、連携を図ります。	①～③の取組を行う日向市社会福祉協議会を支援し、連携を図ります。
	3	○小中学校・高等学校において福祉体験学習や福祉教育を実践し、学校・家庭・地域の協働による地域福祉を担う人材の育成を図ります。	福祉課	ボランティア活動支援事業（民生委員活動費の補助等）	地域福祉の担い手確保のため、幅広い年齢層において身近で気軽にボランティア活動ができる体制を整える必要があります。	小中学校、高等学校において、地域課題等を題材とした福祉教育・体験・人材育成を行います。	福祉教育の実践に取り組む日向市社会協議会を支援し、連携を図ります。	福祉教育の実践に取り組む日向市社会協議会を支援し、連携を図ります。

【福祉部】
様式1ー2 総合戦略に基づく基本戦略と主要施策

具体的な施策 4-1-8 重層的支援体制整備事業の推進

番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期
1	○多機関の協働による包括的支援体制を構築し、属性や世代を問わず幅広く相談を受け止めます。	福祉課	重層的支援体制整備事業	人口減少や少子高齢化が進む中で、地域における支え合いが希薄になってきています。支援を必要としている人に地域の住民が気付き、住民同士で支え合うつながりを改めて作り出すことが大切です。そのためには、自治会（区）や民生委員・児童委員などの関係者や団体とのネットワークを強化することが重要となります。	①多機関の協働による包括的支援体制の構築 ②研修等の実施 ③介護、障がい、子ども、生活困窮分野の相談支援機関間等の連携 ④実施計画の策定、庁内連携体制の構築を行います。地域福祉部の設置推進、担い手を育成します。	①～③の取組について、日向市社会福祉協議会に委託し、連携しながら実施します。④の取組について、福祉課が中心となり、関係機関や関係部署等との連携を図ります。	①～③の取組について、日向市社会福祉協議会に委託し、連携しながら実施します。④の取組について、福祉課が中心となり、関係機関や関係部署等との連携を図ります。実施計画について関係部署・団体との協議等により、見直しを行います。
2	○周りの人や地域と関わるのが困難で、必要な支援が届いていない人に対し、訪問等を通じて継続的な支援を行います。	福祉課	重層的支援体制整備事業	地域等との関係が希薄な場合、困り感等を持っていても周りが気づき難く、本人も相談出来ないまま必要な支援を受けられない可能性があります。	民生委員や社会福祉協議会等と連携し、支援が必要なケースの把握に努めます。①参加支援体制の構築 ②アウトリーチ等を通じた継続的支援体制の構築を行います。	関係機関や団体、地域等と連携し、支援を必要とする方の把握に努めます。①・②の取組について、日向市社会福祉協議会に委託し、連携しながら実施します。	上半期に引き続き支援を必要とする方の把握に努め、①・②の取組についても継続して行います。

具体的な施策 4-1-12 障がい者の自立支援

番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期
1	○障がい福祉サービスの仕組みや内容の周知を図り、制度が効果的、効率的に推進されるよう取り組みます。	福祉課	相談支援事業	障がい福祉サービスを始め、障がいに関する相談対応が増加しています。	障がい児者を支援する相談支援体制の強化のため、基幹相談支援センター他、主任相談支援専門員とともに、相談支援体制の底上げを行います。	相談支援事業所への巡回相談他、基幹相談支援センター、主任相談支援専門員との定例協議を実施します。	基幹相談支援センター、主任相談支援専門員とともに実施内容を検証し、相談支援体制の質の向上について協議を深めていきます。
2	○重症心身障がい児者、医療的ケア児者に対するサービス提供体制の整備を促進します。	福祉課	介護給付事業	重症心身障がい児者、医療的ケア児者の利用できる資源が少なく、介護者の負担増が懸念されています。	重症心身障がい児・者を対象とした医療型短期入所施設の整備拡充に向け、県への要望を行っていきます。また、医療的ケア児者の短期入所利用促進のため、「医療的ケア児等短期入所拡大促進事業」の実施を検討します。	令和8年度における県の施策・予算に対する要望書においても、継続して医療型短期入所施設の整備拡充について要望を行っていきます。	「医療的ケア児等短期入所拡大促進事業」を実施し、対象者の短期入所利用促進を行うとともに、介護者の介護負担軽減、レスパイトに取り組みます。
3	○障がいのある人が円滑に意思疎通を図り、必要な情報を入手できるように手話や点訳などの普及を図り、奉仕員の養成講座による新たな奉仕員の育成に努めます。	福祉課	意思疎通支援事業	手話、要約筆記、点字、音訳など障がいの特性に応じた意思疎通手段を用いて、意思疎通を図り、地域で共に暮らすことができる社会の実現が求められています。	手話奉仕員養成講座及び点訳・音訳奉仕員養成講座を開催し、奉仕員の人材育成を図ります。	各種養成講座の開催について周知を図り、講座への参加促進に努めます。	養成講座を継続して実施し、奉仕員の人材育成を図ります。

【福祉部】

様式1－4 第3次日向市行財政改革大綱に基づく行動計画

番号	進捗管理担当課	基本方針	重点取組項目	具体的取組	成果（活動）指標				R7年度取組内容
					指標名	年度	目標	実績	
1	こども課	健全な財政基盤の維持	歳入の確保と歳出の最適化	債権管理の適正化	保育料の現年度収納率	R7	98.30%		児童手当からの差引や財産調査、児童扶養手当現況届時に納付指導などを行い債権整理に努めます。
						R8	98.40%		
						R9	98.50%		
						R10	98.60%		